

多摩市障がい者への差別をなくし

共に安心して暮らすことのできる

まちづくり条例

令和2年7月1日からはじまりました！

差別や偏見、社会のバリアをなくすために、ちょっとした声かけ・配慮を心掛けて、誰もが安心して暮らせるまちをみんなでつくっていきましょう。

白杖で歩いているとき
に道が分からず困ってい
たら声をかけてくれた

お店のメニューに絵
や写真が使われてい
て分かりやすかった

窓口で1つ1つ
簡単な言葉で
話してくれた

働く時間を
自分のペースに
合わせてくれた

ヘルプマークに気付いて
席を譲ってくれた

車いすで段差のあるお店
に入るとき、店員さんが
手伝ってくれた

電車が急に止まったときに何がどう
なっているのか筆談で教えてくれた

※上記は例示です。個別の状況にあわせて配慮をしましょう。

くわしく知りたい方は…

- 条例については多摩市公式ホームページをご覧ください。
- 障がいのある方と一緒に作った「心つなぐ・はんどぶつく」を読むと、障害の種類ごとに必要な配慮がわかりますのでぜひご覧ください。

困ったときは市へご相談ください

差別を受けたときや見たとき、どのように配慮すればよいかわからないときなど、お気軽にご相談ください。

多摩市役所 障害福祉課 電話(338)6847 ファクシミリ(371)1200



▲条例の詳細



▲はんどぶつく